

令和 8 年度上鍋倉遺跡ほ場整備事業に伴う
発掘調査測量・遺構実測及び空中写真撮影業務委託仕様書

第1章 総則

第 1 条 本仕様書は令和 8 年度上鍋倉遺跡ほ場整備事業に伴う発掘調査測量・遺構実測及びデジタルトレース、空中写真撮影業務に関して、必要な諸事項を定めるものである。

本業務は、本仕様書ならびに国土交通省の定める「公共測量作業規程」及び委託者の指示に基づいて実施するものとする。

第 2 条 本特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 委託者とは、本業務を委託する菊池市をいう。
- (2) 受託者とは、本業務を受託するものをいう。
- (3) 主任技術者とは、受託者のうち本業務を直接担当し作業全般を指揮・管理する者をいう。

第 3 条 1 受託者は、埋蔵文化財発掘調査に関わる業務の専門機関であること、もしくは専門部門を有し、埋蔵文化財発掘調査に関わる業務（発掘調査における測量など）の実績を有することとする。

2 受託者は、緊急の場合に対応できるよう、熊本県内または菊池市近郊に本社や支店があり、必ず測量士の資格を持つ技術者が常駐する機関を有すること。また、業務期間中、技術者が必ず連絡が取れる状態にあり、必要に応じて現場に赴くことが可能な状態にあること。

3 作業で使用する機器は測量機械器具検定基準に合格したもので、常に整備されたものを使用し、必要な道具、機材は全て受託者が用意するものとする。

第 4 条 主任技術者と技術者の資格基準は以下の通りとする。

主任技術者：受託者の正社員であり、且つ、大学で考古学またはそれに類する専門課程を卒業し、実質 3 年（36 ヶ月）以上の埋蔵文化財発掘調査の測量実務経験を有する者、もしくはこれと同程度の十分な調査の経験と専門知識を有する熟達者と認められる者。

技 術 者：受託者の正社員であり、測量士の資格を有するもの。

第 5 条 受託者は業務委託締結後速やかに主任技術者の選任届出書、主任技術者及び技術者の本人確認書類一式（運転免許証及び健康保険証）、経歴書、技術者の測量士資格証明書を委託者に提出すること。なお、様式は受託者のものとする。

第 6 条 1 受託者は、委託業務の発生後速やかに委託者の監督員と協議し、調査の進捗状況に適応した作業実施計画を立て、関係書類を作成し委託者に提出するものとする。

2 業務内容および作業実施計画の変更が生じた場合は、委託者・受託者協議のうえ、関係書類を作成するものとする。

3 業務は基本的に委託者の要請があった日から 3 日以内に着手するものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

第 7 条 現地並びに調査にあたっての土地の立ち入りは、地元住民との協調を保ち、いたずらに摩擦を生じないように十分心掛けなければならない。本業務の遂行中に生じた諸事故または第三者に与えた損害については、すべて受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者に報告するものとする。

第8条 受託者は、本業務を完了したとき、業務完了届、成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。また、成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承認を受けずに他に公表、譲渡、貸与してはならない。なお、成果品の著作権等は、菊池市に帰属するものとする。

第9条 業務完了後、受託者の責に属する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

第10条 受託者は、作業の実施にあたり疑義を生じた場合、委託者と十分協議のうえ委託者の指示に従わなければならない。

第2章 作業概要

第11条 作業概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務名称 令和8年度上鍋倉遺跡ほ場整備事業に伴う発掘調査測量・遺構実測及び空中写真撮影業務委託
- (2) 履行場所 熊本県菊池市原地内（現場事務所は659-2付近を予定）
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月12日まで
測量・遺構実測：5ヶ月程度を想定、空中写真撮影は5ヶ月内に2回予定
（遺構実測の現地作業は契約締結後速やかに実施すること）
成果品作成：契約期間終了まで
- (4) 作業概要
 - ・4級基準点測量（3点程度）4級水準測量（既知点より0.5kmと想定）
 - ・調査区内メッシュ杭設置 対象面積 1,770 m² 5m間隔（ニゲ杭必要）
 - ・調査区内検出の遺構完掘平面実測図データ（個別実測図・実測ポイント含む）の作成
縮尺1/20を基本とする（状況により縮尺1/10）
対象面積 1,450 m²（遺構密度30%未満を想定）
 - ・縮尺1/200地形測量図作成 対象面積 1,770 m²
 - ・遺物取り上げ 80点 縮尺1/20を基本とする（状況により縮尺1/10）。
 - ・空中写真撮影 1回につき総数5カット（2回で合計10カット程度）

第3章 作業仕様

第12条 作業内容は、次のとおりとする。

〔4級基準点測量・4級水準測量〕

- ・国土調査法による公共座標（世界測地系第Ⅱ系）を使用して使う。

- ・公共測量作業規程に準ずる精度とする。
- ・基準点の設置場所については委託者と協議の上決定する。
- ・水準測量は直接水準測量とし、許容水準誤差は $20\sqrt{s}$ （単位 mm、 s =路線長 km）以下とする。

〔調査区内メッシュ杭設置〕

- ・公共座標の 5m 交点に木杭（赤）を設置する。また、調査区端にニゲ杭（黄）を設置する。

〔調査区内検出の遺構完掘平面実測〕

- ・調査区で検出した遺構の完掘平面実測図（縮尺 1/20、状況により縮尺 1/10）をそれぞれ作成すること。
- ・実測対象、および実測対象面積は調査区内全域 1,770 m²（遺構密度 30%未満）。
- ・実測は原則としてデジタル機器を用い、掘削作業の支障にならない方法で行うものとする。また、委託者が指示する遺構実測ポイントは必ず計測することとし、実測図データに入力すること。なお、遺構、出土遺物の表現や実測の方法等については現地にて委託者の指示に従って実測を行うこと。

〔縮尺 1/200 地形測量図作成〕

- ・調査区内の地形測量を行う。等高線を 20cm 間隔で作成すること。プロットする場合の線種・線のサイズ・レイアウトの決定等についてはプロット出力時の縮尺や用紙サイズ等を考慮し、委託者と協議の上決定すること。

〔遺物取上げ作業〕

- ・デジタル機器を用い、遺物取上げを行うこと。
- ・遺物取上げの点数は 80 点とする。

〔空中写真撮影作業〕

- ・ドローンによる調査区全景、主要遺構及び調査区外周辺全景写真（垂直方向・斜方向から）等を撮影。
- ・写真引き伸ばし等。
- ・撮影に使用するデジタルカメラは、センサーサイズ 35mm フルサイズ、有効画素数 2000 万画素程度もしくはそれ以上の性能を有したものを使用すること。
- ・ドローン操縦において、30m 以下の高さでも撮影ができること。
- ・考古学の遺跡写真研究資料としての精度を保つこと。
- ・ドローンが墜落しないように、万全を期すこと。また撮影ミスがないこと（撮影後は遺構の掘り下げをおこなうため、再度撮影は不可能）。

第 4 章 納入成果品

第 13 条 納入する成果品は次のとおりとする。

(1)	測量成果簿	一式
(2)	遺構完掘平面実測図データ（個別実測図データ・実測ポイント含む）	一式
(3)	遺物取り上げ平面図及び垂直分布図	一式
(4)	(2)・(3) の出力紙	一式
(5)	(1)・(2)・(3) のデジタルデータを保存したメディア {(2)・(3) の拡張子は ai}	一式
(6)	写真（2L サイズで紙焼きしたもの）10 カット	一式

【市内業者の利用及び資材調達】

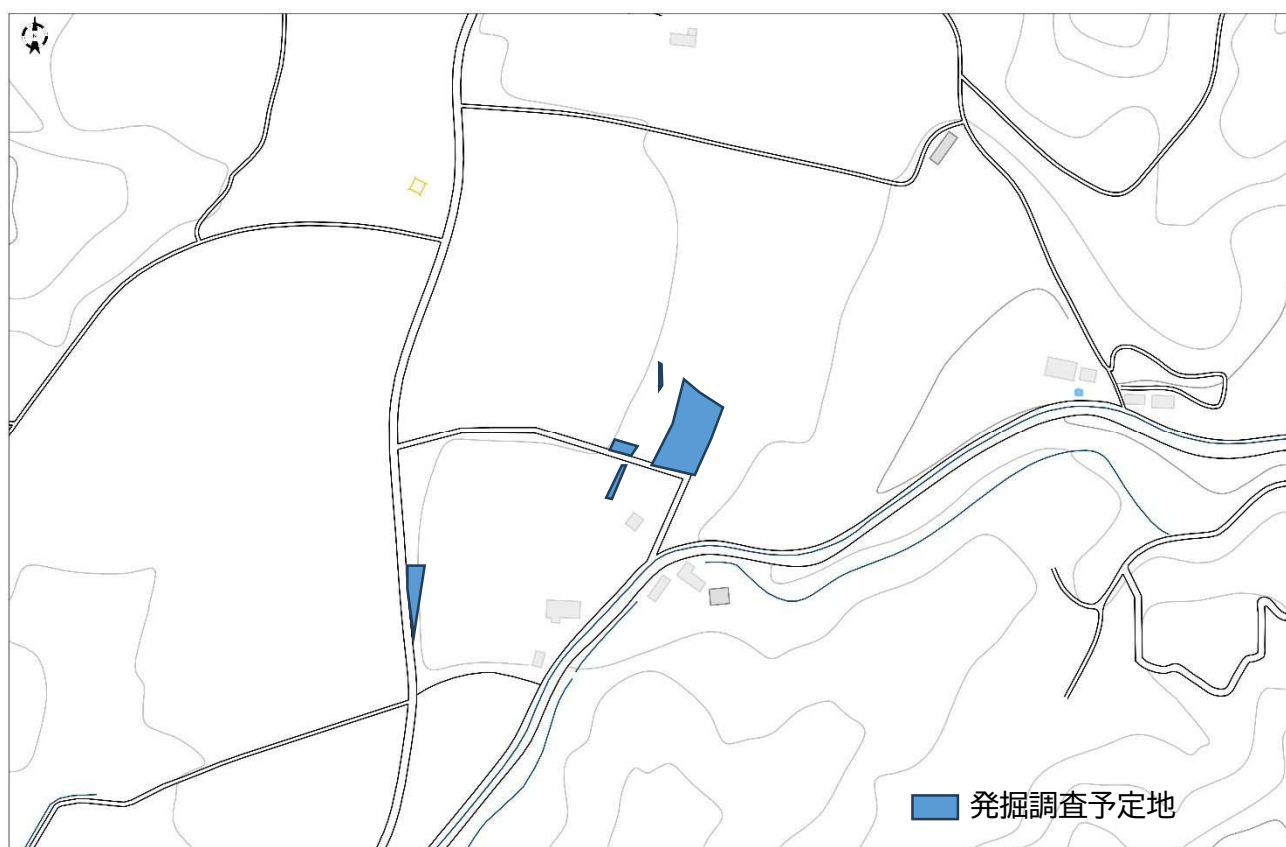
菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

【受注者に対する暴力団等による不当介入の排除】

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

【測量・実測場所位置図】

【内訳】

測量・遺構実測、デジタルトレース

費目	項目	種別	数量	単位
直接経費	測量費	4 級基準点測量	3	点程度
		4 級水準測量(既知点からおよそ 0.5km と想定)	0.5	k m
		メッシュ杭設置(5m 間隔)	1,770	m ²
		地形測量(縮尺 1/200)	1,770	m ²
		遺構実測図データ作成 (縮尺 1/20、遺構密度 30%未満、断面は無し)	1,450	m ²
		遺物取上げ	80	点
		空中写真撮影	10	カット
間接経費	諸経費		1	式
消費税			10	%

令和8年度上鍋倉遺跡ほ場整備事業に伴う発掘調査測量・遺構実測等業務 数量内訳書

単位:円

項 目	内 容	単位	数量	単価	金額	適用
直接経費						
	4級基準点測量	点	3			
	4級水準点測量	km	0.5			
	メッシュ杭設置(5m間隔)	m ²	1,770			
	地形測量(縮尺1/200)	m ²	1,770			
	遺構実測図データ作成(基本縮尺1/20、遺構密度30%未満)	m ²	1,450			
	遺物取り上げ	点	80			
	空中写真撮影(5カット)	点	2			
小計						
諸経費		%				
小計						
改め計						
消 費 税		10%				
合 計						